

( 公 印 省 略 )  
産 第 3 0 2 6 5 - 6 7 1 号  
令和 4 年 2 月 1 0 日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太  
( 産 業 経 済 部 )

### 「群馬県まん延防止等重点措置」の周知について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和 4 年 2 月 1 0 日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で本県への「まん延防止等重点措置」の適用延長が正式決定されました。

これを受けて、県では、同日、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、別添「群馬県まん延防止等重点措置」を決定しました。

つきましては、上記措置に基づき、令和 4 年 2 月 1 4 日（月）から 3 月 6 日（日）までの間、県民及び事業者の皆様に対して要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知くださいますようお願いいたします。

（参考 1）報道提供資料「まん延防止等重点措置延長に伴う営業時間短縮の要請及び協力金について」

（参考 2）群馬県まん延防止等重点措置（第 4 弾）（2 月 1 4 日（月）以降の措置）

#### 【問い合わせ先】

（要請内容に関すること）

- ・ 協力要請コールセンター（総務部危機管理課内）

TEL 0 2 7 - 2 2 6 - 2 4 2 0

（協力金に関すること）

- ・ 感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター

TEL 0 1 2 0 - 9 2 2 - 4 1 7

（土日・祝日を含む・午前 9 時から午後 5 時まで）